

議案第59号

北本市行政組織条例の一部改正について

北本市行政組織条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市行政組織条例の一部を改正する条例

北本市行政組織条例（昭和51年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「室及び」を削り、「市長公室
行政経営部」を「政策推進部」に改める。

第2条中「室及び」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 政策推進部

- ア 秘書及び渉外に関する事。
- イ 儀式及び褒賞に関する事。
- ウ 議会に関する事。
- エ シティプロモーションに関する事。
- オ 広報及び広聴に関する事。
- カ 政策の調査及び研究に関する事。
- キ 市政の企画及び総合調整に関する事。
- ク 行政組織及び事務改善に関する事。
- ケ 情報政策に関する事。

- コ 統計に関すること。
- サ 財政に関すること。
- シ 契約に関すること。
- ス 工事の検査に関すること。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。